

<市営小田霊園 使用者募集要項>

市営小田霊園の使用者募集

1. 募集区画

市営小田霊園(出雲市多伎町小田 1356 番地 1)内に所在する、別図に示す 3 区画

①使用料 **250,000 円**×1 区画(18 番)

②使用料 **220,000 円**×1 区画(91 番)

③使用料 **220,000 円**×1 区画(92 番)

※この区画は、前使用者から返還された区画(墓地)であり、新規の区画ではありません。

2. 申請期間

随時募集(※上記の空区画がなくなるまでの期間)

3. 申請対象者

- ① 市内に住所を有する方であって、埋蔵または改葬する遺骨を所持している方
- ② 市内に住所を有して亡くなられた方の親族又は縁故者

4. 墓地の使用条件

- ① 盛土の高さは、地盤から 20cm 以下としてください。
- ② 墓碑等の高さは、地盤から 2.5m 以下としてください。
- ③ 囲障の高さは、地盤から 1m 以下とし、隣接する墓地等に支障を及ぼさないようにしてください。
- ④ 樹木等の植栽をすることは出来ません。

(出雲市共同墓地等の設置及び管理に関する条例施行規則第 9 条による)

【注意事項】

- 使用申込は、原則1世帯1申込です。
- 既に市営墓地を使用している方は、申請できません。
- 使用者の方は、墓地管理組合への入会が必要です。

5. 使用許可申請について

- ① 墓地使用許可申請

「共同墓地等使用許可申請書」に以下の書類を添付して提出していただきます。

- 申請者の氏名、住所、生年月日、及び本籍を証明する書類
(例：住民票(本籍記載のあるもの))

- ② ①の提出後、使用料を収めていただく納付書をお送りしますので、納付書に記載の期日までに使用料の納付をお願いします。
納付確認後、使用許可証をお送りします。
- ③ ①②の手続き完了後、区画(墓地)の使用が可能となります。
- ④ 手続き・注意事項など
- 上記②の手続きが、指定する期日までに完了しない場合は、墓地使用権利がなくなります。
 - 手続き完了後は、墓地使用の有無にかかわらず使用料の返還はいたしません。
 - 墓地の使用許可と墓地改葬許可は別のものですので、別途申請願います。
 - 今後、維持管理料を徴収する予定です。
(時期・金額とも未定です。導入する際にはお知らせいたします。)

6. その他

おたずね・書類の提出(郵送)先

〒693-8530 出雲市今市町 70 番地

出雲市 環境エネルギー部 環境政策課 環境衛生係

電話:0853-21-6535/ファックス:0853-21-6597

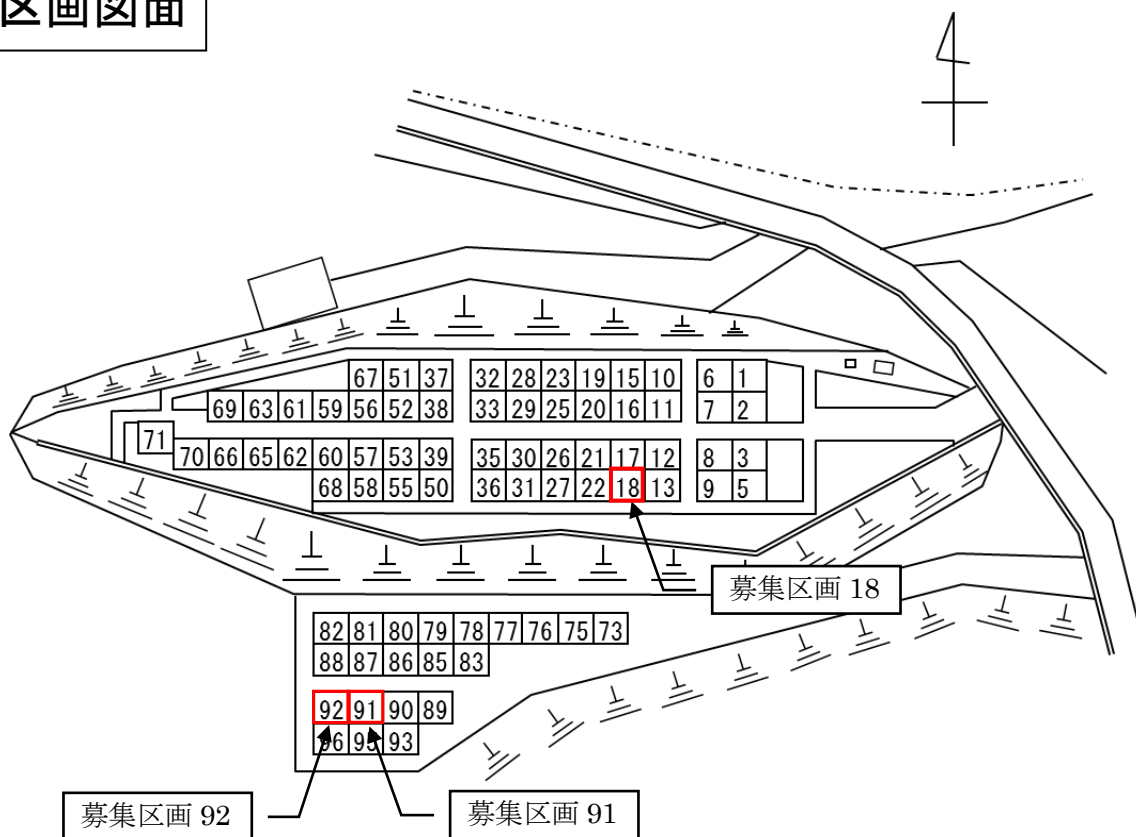
※郵送の場合は簡易書留での受付とします。

<面積及び使用料>

区画番号	面積(m ²)	使用料(円)	備考
18	16.00	250,000	W4.00m×D4.00m
91	13.30	220,000	W3.41m×D3.90m
92	13.30	220,000	W3.41m×D3.90m

(使用料は、出雲市共同墓地等の設置及び管理に関する条例第5条による)

区画図面



様式第1号(第2条関係)

共同墓地等使用許可申請書

出雲市長 様

令和 年 月 日

申 請 者	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
	電 話 番 号	
	本 籍	

次のとおり出雲市共同墓地等を使用したいので、出雲市共同墓地等の設置及び管理に関する条例施行規則第2条の規定により申請します。

記

- 1 共同墓地等の名称 小田霊園 区画番号
- 2 使用料 円
- 3 添付書類 改葬許可証・埋火葬許可証・住民票(本籍記載のあるもの)